

## 第196回 防衛調達審議会議事要旨

### 1 日時

令和7年10月15日（水）10時00分～12時20分

### 2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

### 3 出席者

(委員)

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員 林委員

(防衛省)

防衛装備庁 滝澤長官官房審議官、小杉装備政策部長、調達管理部長代理調達企画課長、鈴木調達事業部長、秋田監察監査・評価官（事務局）

金山統幕後方計画部長、池田陸幕装備計画部長、星海幕装備計画部長、藤永空幕装備計画部長

### 4 議題

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第1回））
- (2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第1回））
- (3) 次回の日程等

### 5 議事概要

- (1) 随意契約に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第1回））

令和6年度に防衛装備庁調達事業部航空機調達官が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した「輸送ヘリコプターCH-47JA」について審議を行った。

(輸送ヘリコプターCH-47JAの概要)

本件は、陸上自衛隊で使用する輸送ヘリコプターCH-47JAの製造請負契約であり、特定防衛調達による長期契約（8国）となっている。本機は米国ボーイングバートル社（現ボーイング社）が開発したCH-47型ヘリコプターを原型機として、

ライセンス国産により自衛隊仕様のを川崎重工業株式会社が生産している。

**【事前調査における論点等】**

- ① 単価（初度費を含めた）の推移を時系列に示した上で、それぞれの単価上昇の具体的な内訳とその要因について詳細に説明されたい。またその妥当性・適切性についても合わせて説明されたい。
- ② Boeing社の外注比率の推移を示されたい。また、川崎重工業とBoeing社との価格交渉の具体的な内容とその妥当性・適切性を確認するために官としてどのような検証をしたのか具体的な方法及び内容について詳細に説明されたい。

**【本審議】**

（資料に基づき防衛省側から説明）

（輸送ヘリコプターCH-47JA）

事前調査の論点①及び②について

委：仕様書の変更があった場合、製品費と分けて初度費を別に立てる基準はあるのか。

防：仕様変更の規模で初度費を立てるか否かの判断は難しいものの、初度費に計上されている価格の妥当性については適切に確認している。

委：承知した。

委：単価の推移において、令和6年度分の単価について専用治工具費は、別の契約で計上されているためマイナスとなっているとのことだが、製品の単価として官はどのように管理しているのか。

防：初度費に計上されている設計費や専用治工具は、その製品を新しく製造するために必要な費用である。それに対して製品費は個別の契約において製造する都度、発生する費用である。それぞれ仕様書、技術資料など見積もりを突合して初度費に該当するのか製品費に該当するのかを精査し、適切に算定している。

防：令和2年度から令和6年度までの間、製造する契約がなかったためその間、次の製造の際に必要な専用治工具の維持費を別の役務契約で負担しているため、令和6年度分の単価からマイナスしたものである。したがって製品の専用治工具費を負担していないわけではなく、官としては負担している。

委：費用負担としては理解したが、原価管理とは別の理論であり、単価の推移を比較する場合、ライフサイクルコストの観点から専用治工具費を含めた原価管理している単価の情報が必要ではないのか。

防：そのとおりである。

委：物価上昇や円安が進む中、防衛産業基盤の強化と限りある予算とのバランスやボーイング社の外注割合が増加傾向にある中、ライセンス契約を継続するメリットも含め、当該装備品の今後の調達のあるり方を官としてどのように考えているのか説明されたい。

防：委員のご指摘のとおりであり、現時点において総合的に検討中である。

委：承知した。

## **(2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（令和6年度 防衛装備庁（第1回））**

### **【1者応札案件に係るサンプリング調査審議案件1件】**

- ① 艦艇搭載情報通信基盤NY Y Q-1-1等

### **【1者応募案件に係るサンプリング調査審議案件1件】**

- ② アンテナ取付用器材の製造

### **【仕様書等に係るサンプリング調査審議（複数者応札）案件1件】**

- ③ 戦闘支援A Iの実証研究に用いるクラウドサービス運営役務

### **【事前調査における論点等】**

- ① 艦艇搭載情報通信基盤NY Y Q-1-1等

- ・本件は一般競争とするのが合理的なのか、当初より公募条件を付して随契とした方が適切な契約であったのかについて説明されたい。
- ・本件のようなケースを一般競争とした場合、予定価格算定の妥当性を確保、向上させるための取組として考えられること及び実践していることについて具体的に説明されたい。
- ・艦内システムについてシステム内の主たる構成品毎に企業の住み分けができている印象がある。これまでのシステム関係の契約実績等を示した上で、主たるシステム構成品毎の契約相手方について説明されたい。

- ② アンテナ取付用器材の製造

- ・本件調達に係る研究試作の事業計画全体を示した上で、本件の位置づけ及び本件を分割して調達要求した理由を具体的に説明されたい。
- ・本件対象となるアンテナを含んだ研究試作時の応札者について示されたい。また、応札が複数者いた場合、本件に応札しなかった理由について詳細に説明されたい。

- ・当初より競争性が見込まれた契約なのか。公示期間が13日となっているが、競争性が見込まれていないため形式的公示しているような印象がある。今後同様のケースがあった場合、入札方法をどのようにするのか説明されたい。
- ・本件の前身となった研究試作時に得た知的財産などの取扱いを工夫して競争性の拡大を図ることができないのか。また、このように1者応募にすることで防衛産業基盤の弱体化に繋がるのではないかと考えるが、これらの点について説明されたい。

### ③ 戦闘支援AIの実証研究に用いるクラウドサービス運営役務

- ・実証研究事業と本役務調達との関係について具体的に説明されたい。
- ・応札状況及び評価時の2社の差異を踏まえ仕様書において本件調達をするにあたり重視したポイントと評価項目との平仄の整合性について説明されたい。
- ・本件の価格点と技術点の配点及びその妥当性について説明されたい。
- ・応札辞退の理由が、仕様書で定めたスケジュールまでに役務体制が準備できないとのことであったが、それを受け当該事業のスケジュールの妥当性について詳細に分析し、説明されたい。
- ・本件の評価点について開示しているのかについて説明されたい。また、開示していた場合それについての応札者の意見を説明されたい。
- ・本件の価格の差額の内容について説明されたい。またその差額によって、どのように成果等に影響があるのか説明されたい。

## 【本審議】

(資料に基づき防衛省側から説明)

### ① 艦艇搭載情報通信基盤NY YQ-1-1等

委：競合会社は人的確保ができなかったため応札しなかったとのことだが、契約相手方はなぜ人的確保ができたのかについて説明されたい。

防：経営判断における受注意欲によるものだと思料。

委：受注意欲の有無が鍵になるということか。

防：そのとおりである。

### ② アンテナ取付用器材の製造

委：契約の単位について競争性の拡大の観点から、色々と検討した結果、当該契約の単位となったのかについて説明されたい。

防：契約の分割単位について運用面等におけるメリット・デメリットを検討した結果、現在の契約の単位に分割した。

- ③ 戦闘支援A Iの実証研究に用いるクラウドサービス運営役務  
委：特段の意見なし。

**(3) 次回の日程等**

次回は11月19日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。